

## 編集後記

大学病院に内科一般の専門医はいない。いるのは呼吸器内科医、循環器内科医など臓器別専門医である。最近では、循環器内科と神経内科の境界領域に、脳卒中を専門とする脳内科医という専門医も生まれているようだ。

一般に、医師、弁護士など専門家の細分化は、クライアントにきめ細かいサービスを提供することができるというメリットがある反面、複合的・越境的問題に対応できなくなるというリスクがある。専門家の細分化とクライアントのニーズの複合化が同時並行的に進む中、専門家のあり方そのものが今、問い直されている。

専門分野の体系化された標準知識をまず学び、これを現場の問題に適用し、同種の経験を反復することにより熟達していく実践家として専門家をとらえる見方（「技術的熟達者」モデル）に対抗して、「反省的实践家」（reflective practitioner）というモデルを提唱したのがマサチューセッツ工科大学のドナルド・ショーンである。

彼の著書『専門家の知恵』（ゆるみ出版、2001年）によると、「反省的实践家」とは、専門家の真の専門性は現場の実践過程における「知と省察」それ自体にあるとする見方に立つ専門家像である。専門家は自分の知識・能力を超える問題に直面して、当惑や不安を感じる。この状況を打開するために、ともかく何かアクションを起こし、新たな状況を作る。その状況の変化を評価し、新たな解決策をまた模索する。そしてこれを繰り返す。こうした「状況との対話」と「行為の中の省察」を通じ、専門家は自ら学び、自ら解決策を選び取っていく。これがショーンのいう「専門家＝反省的实践家」モデルである。

彼は著書の中では触れていないが、知財専門家こそ、「反省的实践家」でなくてはならない専門家の典型であろう。第1に、専門家として学ぶべき知識はまだ体系化・標準化されておらず、流動的である。第2に、現場で扱う問題は、技術・法律・経営にまたがる複合的問題である。ある発明が技術的には革新的でも、経営的には利益が出ないとか、法的保護の対象ではないということがある。その意味で領域間の価値の葛藤が起きる問題である。第3に、交渉相手の出方によって解決策が異なるという意味で不確実な問題である。こうした特質を内包した知財問題を解決する専門家には、実践過程の中で省察する「反

省的実践家」としての能力が求められる。

では、そうした能力を備えた知財専門家を育成するにはどうすればよいか。講義形式の研修だけでは不十分であることは明らかである。ここでは、新しい教育方法・教材等を開発すること、それを駆使できる教員を育てることが急務であることを指摘するにとどめておくと、この点に関し、ショーンが「なすことにより学ぶ」、「コーチすることにより学ぶ」ことを重視していることは示唆的である。妹尾堅一郎教授が提唱する「互学互修」モデルはその発展系として位置づけることもできよう。

さて、工業所有権研修所は昨年10月、独立行政法人工業所有権情報・研修館に移行し、今後は、庁内職員の研修のみならず、民間部門の人材育成にも取り組んでいくことになった。審査官・審判官、弁理士、企業等の知財部員、あるいは知財専門の法学者・弁護士・裁判官など、異なる立場にある専門家が互いに学びあい、互いに教えあう「互学互修」の場を提供することができればと思っている。その第一歩として、本年2月、審判官OBを講師とし、弁理士と企業等の知財部員を対象とする「審査基準に関する討論研修」（合同研修）を始めたところである。

話は変わるが、一般に政策・法律・運用は、当局が政策→法律→運用の順に決定するのが通例である。しかし、知財分野のように複合的で流動的な分野では、政策の決定や法律等の改正が現場のビジネスのニーズに追いつかない、あるいは適合しないという事態が生じるおそれがある。そもそも、知財制度は、「はじめに規範ありき」というより、「はじめに実践ありき」であるべきである。言い換えれば、現場の専門家の「実践知」こそ、有用で正統な知（制度設計の出発点）とみるべきである。その意味で、知財制度の設計においては、様々な現場の実践家が共同して、しかも継続的に設計プロセスに参画する仕組みを整えることが決定的に重要である。

本誌「特許研究」がこうした設計プロセスの一部を構成する論壇の場でありたいと思う。実践家の論壇の場としての「特許研究」と、研鑽の場としての「合同研修」等を有機的に結合し、もって実践志向の政策研究と人材育成のための基盤を整えることを新生特許研究室の中心課題に位置づけておきたい。（S.T）



本誌『特許研究』は、これまで特許庁工業所有権研修所研究室がその編集を行ってまいりましたが、平成16年（2004年）10月に同研究室が独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室へと改組されたことにともない、今後は同特許研究室が本誌の編集を行うこととなりました。

改組後の第一号である第39号では、表紙を一新致しました。本表紙の四つ葉のクローバーは、表紙裏にも記載しておりますとおり、知的財産の「創造」、「保護」及び「活用」とこれらを支える「人的基盤の充実（人材育成）」を象徴しています。我が国が国を挙げて推進しているこれら4つが上手く調和し、知的創造サイクルが拡大循環することにより、イノベーションの芽を生み出す原動力となる様子を表現しています。また、人材育成を担う情報・研修館の一部をなす特許研究室として、すくすくと伸びゆくクローバーには、新しい人材が研修を通じて深い知識と広い視野を備えた専門家へと成長して行くことへの強い期待も込めています。この他にも、本号からは掲載記事のホームページ公開を始める等、新たな取り組みを開始致しました。

また、内容面では、職務発明制度をはじめとして、

知的財産立国の実現を目指す我が国が直面している多彩な論点について、様々な立場からの検討や考察材料となる資料を掲載致しました。今後の我が国の知的財産法制の在り方を考える上での一助となれば幸いです。

今後とも時代の流れやニーズに迅速に対応した充実した紙面を多くの読者に提供できるよう、さらなる努力を続けてまいりたいと思います。

なお、本誌の目次と抄録（第1号～第38号）については、日本語と英語により、工業所有権情報・研修館のホームページ（<http://www.ncipi.go.jp/jinzai/study/index.html>）にて公開しております。さらに、上述の通り、**本第39号からは、原則として、目次及び抄録を含むすべての内容を同ホームページにて公開していく予定です。**また、本誌は、工業所有権情報・研修館 図書閲覧室（特許庁2階）、全国の国公立図書館及び都道府県知的所有権センター等でも閲覧が可能です。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室（TEL：03-3580-6974、E-mail：PA9305@ncipi.jpo.go.jp）まで。（M.T）

**特許研究 PATENT STUDIES No. 39 (March 2005) ©**

平成 17 年 3 月 20 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室



**NCIPI**

印刷所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792

HP (<http://www.ncipi.go.jp/index.html>)

株式会社ひとみ

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。